

福岡県公報

平成二十六年三月四日
第三千五百七十六号
増刊
①

目次

告示 (第百七十号)

○福岡県東京事務所宿泊施設利用規程の一部を改正する告示

(財政課) …………… 一

告示

福岡県告示第百七十号

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程の一部を改正する告示

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程 (昭和五十四年三月福岡県告示第百五十号の三) の

一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第四条関係) 宿泊施設利用料

所長が適当と認める者	区分	福岡県職員	
		福岡県民	その他の者
九、二五〇円	シングルルーム	七、三〇〇円	
一七、四八〇円	ツインルーム	一三、一六〇円	
一五、四二〇円	スタジオシングルルーム	一一、七二〇円	

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。